

◎新潟県告示第487号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和元年10月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 令和元年9月26日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 株式会社HOUSE 代表取締役 渡邊 敏恵
- 3 主たる営業所の所在地 新潟県新潟市東区大山2-11-14
- 4 許可番号 新潟県知事（般-30）第44374号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

株式会社HOUSEの営業所の所在地を確認することができなかったため、令和元年8月6日に新潟県報第27号においてその旨を公告したが、当該公告の日から30日を経過しても申出がなかった。

このことが、建設業法第29条の2第1項に該当する。